

会議の公開について（「松江市情報公開条例」の運用）

- ・市政運営の透明性を高めるため、**附属機関の会議を公開する。（原則公開）**
- ・ただし、次に掲げる場合であって**当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。**

(1) 以下の情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

- ① 法令若しくは条例の規定などにより、公にすることができないと認められる情報
- ② 個人に関する情報
- ③ 法人等に関する情報のうち、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
(例) 生産活動、生産技術、営業、販売等、経営内容、資産内容等の信用、人事、経理等、評価、判定、指導等に関する情報
- ④ 人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- ⑤ 審議、検討又は協議において、**率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ**、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
(外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ)
- ⑥ 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他**当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの**

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合

「会議の公正又は円滑な運営」…**審議会等の委員が外部からの圧力を受けず、自由な発言が保障され、公正又は平穩に会議が運営されること**

この規定が適用されるのは、**委員等への有形又は無形の圧力や審議妨害が現に行われ、又は行われる危険性が客観的に予想されるなど、議事運営に支障が生じ、又は生じることが相当程度確実に予見できる場合に限られるものである。**